

●香川県告示第17号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第2項の規定に基づき新たに道路の区域となった道路の部分の供用を開始するので、同条第1項及び第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成30年1月23日から同年2月13日まで一般の縦覧に供する。

平成30年1月23日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（一般）
- 2 路線名 円座香西線（177号）
- 3 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
高松市御厩町字落合178番1 地先から	前	6.4~14.8	111	本津川改修工事による道 路拡幅及び仮設橋の撤去
		5.2~14.5	102	
高松市鬼無町字鬼無147番1 地先まで	後	9.0~15.1	102	

- 4 供用開始の期日 平成30年1月23日